

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成20年2月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	こうもり池地区	平成17年3月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	山池地区	平成17年3月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大谷地区	平成17年3月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	石舟東地区	平成17年1月28日
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	白坂南地区	平成17年3月25日
〃	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	砂入池上流地区	平成19年1月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大神宮下池地区	平成18年6月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	唐谷地区	平成19年3月20日
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北下所1号地区	平成20年1月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	南下所2号地区	平成20年1月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	南下所3号地区	平成20年1月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北下所2号地区	平成20年1月25日
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平池地区	平成20年2月1日